

広報

吉野川北岸農業用水

No.64 (2/2020)



みどり
水土里ネット

吉野川北岸

水と土と人をつ結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ<http://yoshihoku.jp/>



夏秋ナス (阿波市阿波町)

主な内容

❁ 理事長あいさつ	2
❁ 臨時総代会開催・平成30年度財務状況の公表	3
❁ 国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会設立・要望活動	4
❁ 国営かんがい排水事業 吉野川北岸二期地区について	5~8
❁ 令和元年度吉野川北岸用水の配水管理・早期米用水配水日程表の変更について	9
❁ 21世紀土地改良区創造運動・視察研修・新規採用職員紹介	10
❁ 事務局からのお知らせ	11
❁ よくあるご質問	12



理事長あいさつ

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井 正 邇

早春の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

組合員の皆様並びに関係機関の方々には、日頃より当土地改良区の運営に対し格段のご協力、ご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

さて当土地改良区の配水管理におきましては、2019年は1月から降雨量が少ない状況が続き、早明浦ダムの貯水量が低下し、4月末には第1次取水制限が行われました。4月に取水制限が行われるのは、1999年以来20年ぶりとなる非常に厳しい配水管理となりました。地元土地改良区や水利組合の皆様にご協力いただきながら配水管理に取り組みましたが、5月には一部の地域で取水できない状況が生じたことをご詫言申し上げます。その後は、取水量の増加などにより、組合員の皆様には、大変ご心配やご苦勞をおかけしましたが、何とか厳しい状況を乗り切ることができました。皆様のご理解とご協力に対し、深く感謝申し上げますとともに、今後も配水管理や施設の適切な維持管理に慎重・丁寧に取り組んで参ります。

次に、これまでの「環太平洋経済連携協定（TPP）」や「日EU経済連携協定」に加え、今年の1月から「日米貿易協定」が発効され、米国から輸入される農産物の関税がTPP加盟国並みに引き下げられるなど、農業を取り巻く環境は更に厳しさを増しております。こうした状況に対応するためには農業生産の基盤である農業用水の安定供給が不可欠となります。

しかしながら、「吉野川北岸用水」は、施設完成後30年が経過し、施設の老朽化や大規模地震への備えなど、多くの課題が生じており、老朽化対策や用水対策・耐震化対策を実施する「国営吉野川北岸二期土地改良事業」での対応が急務となっております。このため、国や県へ「二期事業の早期着手」の要望活動を実施したところ、国の令和2年度予算において「吉野川北岸二期地区」が「令和2年度着手地区」として盛り込まれました。現在、当土地改良区では、土地改良法に基づく手続きを進めておりますが、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」による老朽化対策などの各対策工事を実施するためには、組合員の皆様の「同意徴集」を行う必要があります。「国営吉野川北岸二期土地改良事業」の実施により、地域の大事な財産である「吉野川北岸用水」が、安全・安心な施設として、次世代に引き継げるよう、「同意徴集」へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後とも、組合員の皆様並びに関係機関の方々におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



臨時総代会開催

令和2年1月31日、美馬市穴吹町において、吉野川北岸土地改良区臨時総代会が総代61名の出席のもと開催されました。

寺井理事長の挨拶の後、議事に入り、平成30年度事業報告など全6議案について慎重に審議された結果、全て原案どおり可決決定いたしました。

臨時総代会の提出議案	
第1号議案	国営関連事業に対する補助について
第2号議案	国営吉野川北岸二期土地改良事業 同意徴集作業に対する協力金について
第3号議案	平成30年度事業報告並びに一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産目録の承認について
第4号議案	規約・諸規程の変更、制定及び廃止について
第5号議案	早期米用水期間の隔日給水の地区割り変更について
第6号議案	役員（理事）の補欠選任について



新役員紹介

第47回通常総代会（平成31年3月13日）及び令和元年度臨時総代会（令和2年1月31日）において右記の理事が補欠選任されました。

また、平成31年度理事会において常務理事として檜垣幸男氏が選任されました。

※任期：前任者の残任期間（令和3年5月31日まで）

役職	地区	氏名
常務理事	員外	檜垣 幸男
理事	阿波町	三橋 吉博
//	//	影山 輝信
//	//	藤原 茂芳
//	市場町	洙田 豊繁

平成30年度財務状況の公表

一般会計収支決算

(単位：円)

収 入	
科目 (款)	決算額
1. 賦課金	171,761,256
2. 補助金	15,219,400
3. 雑収入	2,684,697
4. 繰入金	5,841,275
5. 繰越金	15,160,056
計	210,666,684

支 出	
科目 (款)	決算額
1. 事務所費	78,395,168
2. 総代選挙費	0
3. 事業費	21,300,307
4. 維持管理費	58,427,322
5. 分担金	0
6. 償還金	637,816
7. 繰出金	37,380,000
8. 予備費	0
計	196,140,613

差引額（平成31年度へ繰越）14,526,071

特別会計収支決算

(単位：円)

会計名	収入決算額	支出決算額	差引額
基本財産積立金	1,137,325,153	1,137,325,153	0
転用決済金	569,021,875	569,021,875	0
職員退職給与積立金	46,817,921	20,322,730	26,495,191
維持管理費預託金	2,877,067	254,490	2,622,577
発電事業費	841,275	841,275	0

差引額は平成31年度へ繰越

財産目録

(単位：円)

資 産	
1. 流動資産	85,873,629
2. 有形固定資産	191,910,825
3. 無形固定資産	1,213,224,264
4. 基本財産	1,131,424,813
5. 特定資産	567,582,734
6. その他資産	3,157,719
計	3,193,173,984

負 債	
1. 流動負債	
未払金、預り金	38,922,099
2. 固定負債	
日本政策金融公庫借入金	267,924
引当金	29,117,768
計	68,307,791

平成31年3月31日現在

国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会設立

平成31年3月19日、吉野川市のセントラルホテル鴨島において「国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会設立総会」が開催されました。

当協議会は、吉野川北岸地区の国営造成施設について、事業完了から約30年が経過し、機能低下している施設の「老朽化対策」や用水管理の労力を軽減する「用水対策」、中央構造線活断層地震等に備える「耐震対策」を行うことにより、地域の農業用水の安定供給及び農業生産性の向上、農業経営の安定化を図るため、国営吉野川北岸二期土地改良事業及び関連事業を推進することを目的に市町の首長と関係土地改良区理事長を会員として設立されました。

役員として、会長には阿波市の藤井市長、副会長には美馬市の藤田市長と、吉野川北岸土地改良区の寺井理事長が選任されました。

会員：三好市長、美馬市長、阿波市長、吉野川市長、東みよし町長、上板町長、板野町長
吉野川北岸土地改良区、市場中央土地改良区、吉野川善入寺土地改良区、土成西部土地改良区、昭和土地改良区、吉野町土地改良区の各理事長



セントラルホテル鴨島



協議会会長に選任された藤井阿波市長

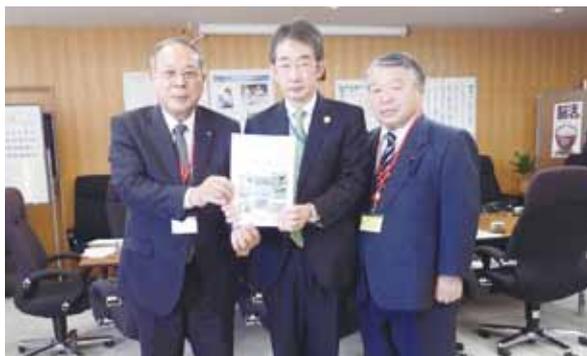
要望活動



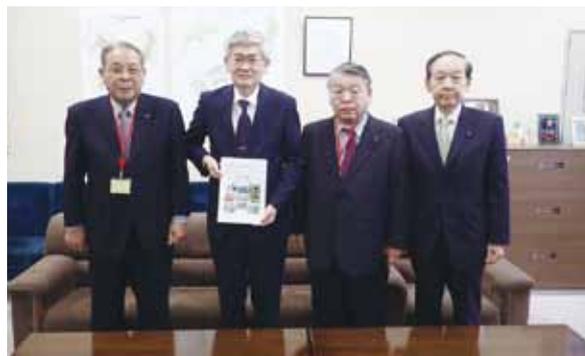
飯泉嘉門 徳島県知事

国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会は、令和元年6月、飯泉徳島県知事に対して吉野川北岸二期地区の「早期事業化」及び「市町負担の更なる軽減」についての要望を行いました。また、農林水産省及び中国四国農政局に対して、平成27年度から国において二期事業の着工に向けた「地区調査」が実施されていることへのお礼と「吉野川北岸二期地区」の令和2年度着工についての要望活動を行いました。

11月には、8月に国の令和2年度予算の概算要求に「吉野川北岸二期地区」が盛り込まれたことについてのお礼と令和2年度概算決定に向けた要望活動を農林水産省及び中国四国農政局へ行いました。



大浦久宣 中国四国農政局長



牧元幸司 農林水産省 農村振興局長

国営かんがい排水事業 吉野川北岸二期地区について

◆国営土地改良事業地区調査

○吉野川北岸地区の現状と課題

本地区の基幹的な農業水利施設は、国営吉野川北岸土地改良事業（昭和46年度～平成元年度）等により造成され、農業用水の安定供給に寄与してきました。ところが、近年の営農形態の変化に伴う用水需要の変動により、用水管理に支障を来しています。

また、経年的な劣化により用水路に漏水が生じるなど、農業用水の安定供給にも支障を来しています。

さらに、本地区は、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定地域内にあり、大規模地震が発生し施設が損壊した場合には、地域に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。



○国営土地改良事業地区調査（以下「地区調査」）

上記の課題を踏まえて、農業用水に関する地域の課題や生じる原因などを調査・把握し、対策を検討するための地区調査を、平成27年度～令和元年度に実施しています。

この地区調査を基に、事業計画の案をとりまとめています。

◆国営吉野川北岸二期土地改良事業の概要

○目的 北岸用水は完成後約30年以上が経過し、時代の移り変わりに伴う営農の変化や、施設の老朽化などによる以下の課題を抱えています。これらの課題の解決を目的として事業を実施します。

- 課題1 営農の変化による不安定な用水供給
- 課題2 施設の老朽化
- 課題3 大規模地震への備え

○関係市町 4市3町 (吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、板野郡板野町、同郡上板町、三好郡東みよし町)

○事業の概要
 幹支線水路：1式（改修）
 調整池：4カ所（新設2カ所、拡張2カ所）
 水管理施設等：1式（改修）
 耐震化対策：1式

○事業主体 国（農林水産省）

○地区の課題と対策

課題
1

営農の変化による不安定な用水供給

近年、水稻の後作にレタスやブロッコリーなどの野菜の作付けが増加しており、水稻の作付けを早める傾向にあります。
また、水使用の集中などで昼間に用水の供給不足が発生し、隔日給水を余儀なくされるなど、農業用水の安定供給に支障を来しています。

対策
1

調整池の新設と拡張

既に設置してある調整池を2つ拡張するとともに新たな調整池を2つ建設し、併せて水位を調整するゲートなどを整備して農業用水の安定供給を図ります。

課題
2

施設の老朽化

国営事業で作られた本地区の主な施設は造成後30年以上が経過しており、老朽化や機能の低下が進んでいます。

対策
2

施設の更新等

漏水補修や耐用年数を超えた施設の更新などを行い、事故や故障を未然に防ぎます。

課題
3

大規模地震への備え

大規模地震により農業用水施設が被災した場合、隣接する道路や民家などへ影響があるとともに、用水供給が停止されれば営農に大きな支障が生じます。

対策
3

耐震化対策

被災して壊れた時に影響が大きい施設の耐震化対策を実施し、長く安心して使える農業用水を供給します。

○事業工期 令和2年度～令和16年度（予定）

○国営事業費 340億円

○事業費の負担割合

用水・老朽化対策 **対策1・2**

国	県・市町	農家
66.6%	28.4%	5%*

※農家負担のうち、吉野川北岸土地改良区が管理する施設については、農家の方に新たに負担をお願いすることはありません。

耐震化対策 **対策3**

国	県・市町	農家
66.6%	33.4%	無し

○国営事業の着工までの流れ

事業着工までの主な流れは次のとおりで、土地改良法に基づき進められます。

地域住民への意見聴取

申請人（土地改良法第3条に規定する資格を有する者）は、事業計画の概要に対して広く地域住民から意見を求めることとしています。



概要公告と申請の同意

申請人は、事業計画の概要その他必要な事項を関係市町にて公告します。その後、農家の皆様から事業申請の同意（署名・押印）を得ることとなりますのでご協力をお願いいたします。



事業施行の申請

申請人は、申請書に必要な書類を添付して、農林水産大臣に事業施行の申請を行います。



事業着工

農林水産大臣は、関係機関との協議を経て事業の適否を決定し、適当と決定したときには事業計画を定めます。その後、一定の手続きを経て事業計画が確定した後に着工となります。

◆国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施に伴う同意徴集について

国営二期事業の申請をするためには、土地改良法で規定する3条資格者※の皆様の同意（同意署名簿に署名・押印）が必要です。

同意署名簿（次ページ）は、事業計画における地区内の農地を所有または使用賃貸借などにより耕作している方々を対象として、農業委員会の農地基本台帳及び土地登記簿、土地改良区の土地原簿を基本に作成しています。

※土地改良法第3条に規定される資格を有する者とは・・・

土地改良法第3条第1項により定められている、土地改良事業に参加する資格を有する方で同意署名簿の参加資格者住所氏名欄の方です（組合員とは異なる場合があります。）

- 本事業の事業費（農家負担分）のうち、吉野川北岸土地改良区が管理する施設については積立金で支払うため、組合員の皆様方への新たな負担はありません。
- この度の同意に伴う賦課金の変更はありません。

同意署名簿記入上の留意事項

(1) 事業参加資格者署名欄の自署について

- ①原則として、参加資格者本人の自署で署名をお願いします。
- ②署名は、黒の油性ボールペンを使用し、鉛筆は使用しないでください。
- ③略字は避け、正式な字体で記入してください。

(2) 高齢、病気、ケガ等の理由により、やむを得ず家族が署名を代筆する場合は、同意署名簿の備考欄にその旨を記載してください。

(3) 印鑑の押印について

- ①朱肉を使用して鮮明に押印してください。印影が不鮮明な場合は、再度余白に押印をお願いします。
また、拇印やシャチハタ印は使用しないでください。
- ②法人の場合は、社印を使用してください。(代表者の私印は不可)

(4) 同意署名簿の訂正の方法について

- ①署名誤りの場合は、二重線で訂正し、参加資格者本人の訂正印を押してください。
- ②修正液や訂正紙添付等による訂正はしないでください。

《署名例》

同 意 署 名 簿

令和 年 月 日付で公告のあった 徳島県の吉野川北岸地域の一部を受益地域とする吉野川北岸二期土地改良事業(農業用排水)を、国営土地改良事業として施行を申請することに同意します。

権利名		事業参加資格者		署名 (記名を含む)	押印	備考
所有権	所有権 以外の 権利	住 所	氏 名			
○		徳島県阿波市阿波町中坪38番地	北 岸 太 郎	北 岸 太 郎		
あらかじめ記載しています				署名・押印して頂きます		

○同意署名簿に署名押印を頂くため、地元の同意徴集委員の方が事業参加資格者様のお宅に伺いますので、ご署名・押印のご協力をお願いいたします。

○県外在住の方は郵送にて対応させていただきます。

令和元年度 吉野川北岸用水の配水管理

令和元年度は、年明けから小雨状態が続き、水稻作付けが始まる4月に至っても、まとまった雨が降ることがありませんでした。そのため、吉野川上流にある早明浦ダムの貯水率が低下し、4月末には第1次取水制限が実施されました。これにより、吉野川北岸用水の取水量も減量となりました。この取水制限は、早期米の作付けが本格化し、用水利用量が増加する4月後半から5月の時期と重なったため、用水不足が発生し、幹線水路や調整池の水位が低下^{※1}したことにより、一部の地区で水が出なくなる状況となりました。これに対し、当土地改良区としましては、地区内の各土地改良区と協力し、水路施設の細かな操作を行うなどして適正な配水管理の徹底に努めました。

6月になると、取水量が増えたこと、降雨に恵まれたことにより渇水は解消されましたが、一転して天候不順により農作物の生育が遅れるなどの影響もありました。

また、11月と2月には、幹線水路内の調査・工事^{※2}が国により行われましたが、調査等の実施に伴い北岸用水の通水を停止することになり、組合員の皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。



水位が低下した宮川内調整池^{※1}
(阿波市土成町 5月頃)



北岸用水幹線水路内の調査・工事^{※2}
(三好市池田町 12月頃)

節水のお願い

北岸用水の取水量は水利権によって決められています。吉野川北岸用水は補給水であるため、ため池やダム等の水源を優先的に利用してください。また、「無駄な水は流さない」という意識を持って配水管理を行ってください。日頃から計画的で無駄の無い農業用水の使用を組合員一人ひとりが考えて利用していただきますようご協力をお願いします。



節水の注意点

- ・ほ場への掛け流しはしないで湛水したら水を止めましょう。
- ・排水路へ落とさないような分水調整をしましょう。
- ・畦畔からの漏水が無いよう点検を行いましょう。
- ・計画的な配水を行い無駄な水を流さないようにしましょう。
- ・組合別早期米用水配水日程表に基づき引水し、取水時間外は水を止めましょう。



早期米用水配水日程表の変更について

早期米用水期間においては、地区毎に隔日給水を行っていますが、現状の地区割りでは、奇数日の用水使用量が多く、水管理に苦慮をしており、今年度の5月に取水制限があった際には、阿波市土成町の宮川内調整池が空になり、調整池から下流の地区への配水が出来ない状態が続きました。

そこで、宮川内調整池から下流の全地区を1日（偶数日）にまとめる地区割りに変更し、奇数日、偶数日の平準化及び取水量の少ない状況での宮川内調整池から下流の地区への確実な配水が出来るように変更を行いました。(上板町・板野町の全地区が偶数日取水となりました。)

変更後の地区割りについては、別紙の『組合別早期米用水配水日程表（令和2年度）』をご覧ください。

21世紀土地改良区創造運動

北岸用水探検隊 さあ行こう!お米を育てる水を訪ねて!

令和元年6月17日、阿波市土成町の土成小学校4年生31名を対象に、北岸用水を通して農業用水や農業の役割について学ぶ「北岸用水探検隊」を実施しました。当土地改良区中央管理所・池田取水工・野村谷チェック工・宮川内調整池などの施設を見学し、農業用水の役割やその水がどのようにして自分たちの地域に運ばれてくるかなどを学びました。

実施後には、「水の流れる速さや量に驚いた」「もっと農業用水のことを知りたい」「これから水を大切にします」などの感想をいただきました。



中央管理所（阿波市阿波町）



宮川内調整池（阿波市土成町）

次世代の農業について ～先進農家から学ぶ～

令和元年9月24日、徳島県立吉野川高等学校農業科学科・生物活用科の2年生38名が県内の先進農家・農業法人、当土地改良区中央管理所を見学を訪れ、次世代の農業について理解を深め、地域の農業と農業用水の重要性について学習しました。その後、土成町の宮川内調整池ハーブ園の除草作業を行いました。

吉野川北岸土地改良区では、北岸用水（農業用水）を通して農業の役割・農業用水について理解を深め、先人の遺業や水の尊さ等を学んでもらうことを目的に施設見学を実施しています。次世代を担う子どもたちが、将来に亘り農業や自然環境に関心を持ってくれることを期待しています。

視察研修

役員視察研修（東播用水土地改良区）

令和元年11月7日、役員10名の参加により、兵庫県三木市にある東播用水土地改良区において視察研修を行い、改良区の概要、二期事業の同意徴集について説明を受けました。

東播用水土地改良区は、国が管理するダム等の水源施設から水利組合が管理するため池・井堰までの間にある用水路・揚水機・頭首工等を管理していますが、水利施設の老朽化、阪神大震災の影響による漏水、農業形態変化による用水不足が生じており、それらの対応として国営二期事業を実施しています。

今回の研修成果を今後の当土地改良区の事業推進及び運営に役立ててまいります。



東播用水土地改良区

新規採用職員紹介



平成31年4月1日付けで新規採用職員となりました。

所属：企画管理担当

氏名：森 将司
もり しょうじ

至らない点も多々ありますが、地域の農業に貢献できるよう勉強させていただきながら、業務を全うしていきたいと思っております。

今後ともご指導の程、よろしくお願いいたします。

事務局からのお知らせ

賦課金納入は便利な口座振替をおすすめします!!

- 窓口へ支払に行く手間がなくなり、納付のために現金を持ち歩く必要がありません。また納入忘れがなく安心して奨励金の還付が確実に受けられます。
(賦課金を納入期限までに完納されると奨励金として10%の還付が受けられます。) 平日お仕事でお忙しい方や留守がちな方におすすめの納付方法です。
- 以下の金融機関から口座振替ができます。ご希望の方は吉野川北岸土地改良区までご連絡ください。
阿波みよし農協、美馬農協、阿波町農協、市場町農協、阿波郡東部農協、麻植郡農協、板野郡農協、阿波銀行、徳島大正銀行、四国銀行、ゆうちょ銀行
- 事務費削減のため、通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。但し、領収書が必要な方には別途発行致しますので、ご連絡ください。
- なお口座振替をご利用の方は、振替日前に口座の残高をご確認ください。

こんな時は必ず土地改良区へ通知をお願いします!

- 農地や組合員に異動があったとき（組合員資格得喪通知書）
 - ・ 農地の異動（売買、賃借、交換、贈与）
 - ・ 住所を変更した
 - ・ 組合員が亡くなった（相続）
 - ・ 経営交代した など

滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担

農地の異動（売買等）で賦課金の滞納のある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払の義務が発生します。土地を取得される場合は、その土地に滞納がないか土地改良区へご確認ください。

ご注意ください!

公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしていても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更が出来ません。
通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。

- 農地を転用するとき（農地転用等の通知書及び地区除外申請書）
 - ・ 農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知と決済金が必要になります。
 - ・ 公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要となります。
 - ・ 事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。

※通知書類（組合員得喪通知書、地区除外申請書等）の様式は、ホームページからも印刷してご利用いただけます。また、ご希望の方には郵送いたしますので事務局へご連絡をお願いします。

よくあるご質問

◇ 維持管理賦課金について

三好市(池田町)の池田ダムから板野町までの幹線水路や約200箇所の附帯施設(分土工、水位調整ゲート等)の維持管理費として、年に一度組合員の方々から納付いただいているものです。

◇ 吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線水路や取土工、分土工などの附帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

◇ 吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり土地改良法第3条に規定されている資格者(農地の所有者または耕作者)を当然加入により組合員とし、平成2年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格は組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者に承継されます。また売買などにより農地を取得された方も同様に権利義務が承継されます。

◇ 組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第3条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

◇ 水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い水を使う使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金をお支払いいただく必要があります。

◇ 耕作できなくなったらどうしたらいいの？

市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

◇ 農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアが管轄であり範囲が広い地区除外申請事務を各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は各農業委員会にてお手続きをお願いします。なお、地区除外の際には決済金が必要です。

◇ 決済金とは？

土地改良法第42条第2項(決済の義務)により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納付していただくものです。

◇ 滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し法律に基づき滞納処分を行っています。

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納付について相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

- 当土地改良区は、今後も事務経費縮減に努め、農家の負担軽減に積極的に取り組むとともに、今年も無事故で事業に取り組むたいと思います。今後とも皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
- 当土地改良区のホームページでは北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関することを随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。アクセスは右に記載のURLまたは「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。



水土里ネット 吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706 徳島県阿波市阿波町中坪38番地

T E L (0883)35-5270 番代

F A X (0883)35-5275 番

ホームページ <http://yoshihoku.jp>

E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人を結び地域を守る